

薬生食監発 0802 第 1 号
令和 5 年 8 月 2 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて」
(平成 28 年 5 月 2 日付け生食監発 0502 第 1 号) により取り扱っているところ
です。

今般、検疫所において、INALCA S.P.A. (施設番号 CE IT 253 M) から輸
出された貨物 (牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十
分であることが確認されました。

現在、イタリア側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知す
るまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を
保留の上、検疫所業務課を通じ当課まで連絡するようお願いいたします。